

技術的基準審査表（駐車場法施行令）

（建築物駐車場）

事 項		審査結果	概要
			（ ）国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めた場合はこの限りではない
第7条	出入口の設置場所	交差点部分から5 m以上（ ）	
		横断歩道の手前の側端から5 m以上	
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10 m以上（ ）	
		軌道車の停留所及びバス停から10 m以上（ ）	
		踏切の前後10 m以上	
		その他公安委員会の指定した部分以外	
		横断歩道橋の昇降口から5 m以上	
		小学校等の児童施設から20 m以上	
		橋・幅員が6 m未満・縦断10 %を超える道路ではないこと（ ）	
		前面道路が2つ以上ある場合は自動車交通に支障の無い道路に設けること	
		駐車マス6,000 m ² 以上には、出口・入り口を分離。それらの間隔は道路に沿って10 m以上	
		出入口において回転を容易にするために必要があるときは、すみ切りをしなければならない。切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路のなす角度が等しくなることを標準とし、長さは、1.5 m以上	
出入口付近の構造は2 m（自動二輪専用車路は1.3 m）後退し車路の中心線上、高さ1.4 m以上にて道路の中心線に直角に向かい、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者の確認ができるようになること			
第8条	車路	自動車車路は5.5 m以上（自動二輪専用車路は3.5 m以上）	
		一方通行の車路の幅員は3.5 m以上（自動二輪専用車路は2.25 m以上）	
		はり下の高さは、2.3 m以上	
		屈曲部は内のり半径5 m以上（自動二輪専用車路は3 m以上）	
		傾斜部の縦断勾配は17 %未満	
		傾斜部の路面は、滑りにくい材料にすること	

第9条	高さ	車室のはり下の高さは、2.1 m以上		
第10条	避難階段	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、又はこれに代わる設備を設けなければならない。		
第11条	防火区画	給油所、その他火災の危険のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。		
第12条	換気装置	内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない		
第13条	照明装置	1. 車路の路面 10ルクス以上 2. 駐車のように供する部分の床面 2ルクス以上		
第14条	警報装置	自動車の出入及び道路交通の安全のため警報装置を設けなければならない		
第17条	明示	供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しなければならない		